

貿易関係証明に関する誓約書(代行業者向け)

西暦 年 月 日

商工会議所 御中

1. 当社/私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証規程」という。）を遵守し、代行して申請を行うことを誓約します。
2. 貿易関係証明の申請を代行するに当たっては、貿易関係証明申請者業態内容届（以下「業態内容届」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、代行業者としての登録を行います。
3. 当社/私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の諸条件によってその処理にあたり、申請者と連帯し、その一切の責任を負うとともに貴所に迷惑をかけないことを誓約します。

(1) 通知の義務

貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。

(2) 弁償の義務

貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。

(3) 誓約事項に違反した場合

上記誓約事項について違反の事実が判明した場合、もしくは違反の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規程に基づき貴所が採られる代行業者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。

※貿易証明登録番号

社 名

社 印

代表者名

代表者印

(注) (1) 業態内容届は、登録より起算して満2年間有効とします。

ただし、業態内容届内に変更や追加がある場合はそのつど当所までお届け下さい。

(2) 会員・非会員問わず下記書類をご提出下さい。

法人：登記簿謄本、個人：印鑑証明及び住民票（それぞれ3カ月以内のものを1通）

(3) 代表者が外国人の場合は、法人・個人を問わず旅券と外国人登録証明書のコピーをご提出下さい。

(4) ※印は記入不要です。